3　国際機関室に、室長を置く。
4　［略］

第四十条及び第四十一条　削除

（情報通信国際戦略特別交渉官）

第四十三条　国際戦略局に、情報通信国際戦略特別交渉官一人を置く。

［削る］

2　［略］

（国際放送推進室並びに企画官及び外資規制審査官）

第四十八条　放送政策課に、国際放送推進室並びに企画官及び外資規制審査官それぞれ一人を置く。

2　国際放送推進室は、放送政策課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国際放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関すること。
二　国際放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること。
三　国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。
四　放送業（国際放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること。

3　国際放送推進室に、室長を置く。
4　［略］
5　外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務に関することのうち特定事項を処理する。

（配信サービス事業室及び企画官）

第五十条　放送業務課に、配信サービス事業室及び企画官一人を置く。

2　配信サービス事業室は、放送業務課の所掌事務のうち、放送事業者が業として行う放送番組その他の情報の国内における配信（インターネットを利用するものに限る。）の規律及び振興に関する事務をつかさどる。

3　配信サービス事業室に、室長を置く。
4　企画官は、命を受けて、放送業務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

［新設］

2　［同上］

第四十条　削除

（多国間経済室）

第四十一条　国際経済課に、多国間経済室を置く。

2　多国間経済室は、国際経済課の所掌事務のうち国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組みに係るものに関する事務をつかさどる。

3　多国間経済室に、室長を置く。

（企画官及び情報通信国際戦略特別交渉官）

第四十三条　国際戦略局に、企画官及び情報通信国際戦略特別交渉官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3　［同上］

（企画官及び外資規制審査官）

第四十八条　放送政策課に、企画官及び外資規制審査官それぞれ一人を置く。

［新設］

2　［同上］

3　外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関することのうち特定事項を処理する。

（企画官）

第五十条　地上放送課に、企画官一人を置く。

［新設］

［新設］

2　企画官は、命を受けて、地上放送課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。